

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年9月27日(2024.9.27)

【公開番号】特開2024-112942(P2024-112942A)

【公開日】令和6年8月21日(2024.8.21)

【年通号数】公開公報(特許)2024-156

【出願番号】特願2024-84292(P2024-84292)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月18日(2024.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体枠に装着される遊技盤を備えた遊技機において、

前記遊技盤は、

遊技球が流下可能な球流下領域が形成され、透過性を有する流下領域部と、

前記流下領域部の後方に設けられ、前記流下領域部を透して視認可能な装飾面を有する第1裏装飾部と、

前記流下領域部の後方に設けられ、前記流下領域部を透して視認可能な装飾面を有する第2裏装飾部と、

30

前記流下領域部の後方で前記第1裏装飾部を支持する第1特定支持部材と、

前記流下領域部の後方で前記第2裏装飾部を支持する第2特定支持部材と、

を具備し、

前記第1特定支持部材及び前記第2特定支持部材は、所定の本体部と取付孔とを有し、

前記取付孔に取付ビスが挿通することで前記流下領域部の後方で支持されるものであり、

前記第1裏装飾部及び前記第2裏装飾部は、前記流下領域部の後方に貼り付けられるこ

となく、前記第1特定支持部材及び前記第2特定支持部材における前記本体部の前方と前

記流下領域部の後方との間に配置され、

前記第1特定支持部材における本体部の前方と前記流下領域部の後方との間には、前記第1裏装飾部の厚さよりも大きい隙間が形成され、

前記第2特定支持部材における本体部の前方と前記流下領域部の後方との間には、前記第1裏装飾部の厚さよりも大きい隙間が形成される

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

40

50

パチンコ機のような遊技機において、前方に遊技領域が設けられる透明な遊技パネルの後面に、絵柄が印刷される装飾フィルムを貼り付けることで、遊技パネルを通して見える装飾フィルムの絵柄によって遊技領域内を装飾するようにしたものが提案されている。(例えば、特許文献 1)

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

10

【特許文献 1】特開 2 0 1 6 - 8 6 9 4 3 号公報

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

しかしながら、従来のような遊技機では、装飾フィルムの皺や亀裂が生ずることによる見栄えの悪さから、遊技興趣の低下を招く虞がある。

【手続補正 5】

20

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、遊技領域内の見栄えを良くして遊技者の興趣の低下を抑制させることができ遊技機を提供することにある。

【手続補正 6】

30

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

上記した目的を達成するために、請求項 1 に係る発明においては、

本体枠に装着される遊技盤を備えた遊技機において、

前記遊技盤は、

遊技球が流下可能な球流下領域が形成され、透過性を有する流下領域部と、

前記流下領域部の後方に設けられ、前記流下領域部を透して視認可能な装飾面を有する第 1 裏装飾部と、

前記流下領域部の後方に設けられ、前記流下領域部を透して視認可能な装飾面を有する第 2 裏装飾部と、

前記流下領域部の後方で前記第 1 裏装飾部を支持する第 1 特定支持部材と、

前記流下領域部の後方で前記第 2 裏装飾部を支持する第 2 特定支持部材と、

を具備し、

前記第 1 特定支持部材及び前記第 2 特定支持部材は、所定の本体部と取付孔とを有し、前記取付孔に取付ビスが挿通することで前記流下領域部の後方で支持されるものであり、前記第 1 裏装飾部及び前記第 2 裏装飾部は、前記流下領域部の後方に貼り付けられることなく、前記第 1 特定支持部材及び前記第 2 特定支持部材における前記本体部の前方と前記流下領域部の後方との間に配置され、

50

前記第1特定支持部材における本体部の前方と前記流下領域部の後方との間には、前記第1裏装飾部の厚さよりも大きい隙間が形成され、

前記第2特定支持部材における本体部の前方と前記流下領域部の後方との間には、前記第1裏装飾部の厚さよりも大きい隙間が形成される

ことを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

このように、本発明によれば、遊技領域内の見栄えを良くして遊技者の遊技興趣の低下を抑制することが可能な遊技機を提供することができる。

10

20

30

40

50